

平成 21 年度事後評価シート（平成 20 年度に実施した成果重視事業）

事業名	個体識別措置推進事業	評価年月	平成 21 年 4 月
上位施策番号	5	担当部局	自然環境局
上位施策名	生物多様性の保全と自然との共生の推進	担当課	総務課 動物愛護管理室

①事業について

事業の概要及び必要性	<p>平成 18 年 6 月に改正動物愛護管理法が施行され、特定動物(危険な動物)の飼養等に関し、マイクロチップ等による個体識別措置が義務化された。また、犬及びねこを含む飼養動物全般については、所有者の明示措置(努力規定)の具体的方法を環境大臣が定めることとされた。しかし、わが国においては、個体識別措置の有用性等に関する社会的理解が未だ十分でなく、諸外国に比べても実施率が極端に低い現状にある。</p> <p>このため本事業では、マイクロチップに関する課題の調査・分析、一般飼養者等に個体識別措置の有用性等について普及啓発を行うとともに、自治体職員や獣医師等を対象とした個体識別器具の取扱技術等に関する講習会の開催、個体識別情報に関する全国的な連絡体制の整備を行うことで、個別識別措置の普及を図り、逸走動物の早期発見、遺棄された動物の飼い主責任の明確化に資するものである。</p>
	<p>事業計画期間 平成 18 年 4 月 1 日 ～ 平成 21 年 3 月 31 日</p> <p>事業費 1.0 億円 (H18 年度:0.4 億円、H19 年度:0.3 億円、H20 年度:0.3 億円)</p>

②事業の目標等

事業目標(求める成果)	逸走動物の早期発見、遺棄された動物の飼い主責任の明確化に資するため、家庭動物等の飼養において、マイクロチップをはじめとする個体識別措置の普及率向上を図る。				
目標達成のための手段	一般飼養者、動物取扱業者等に対する普及啓発。 個体識別措置の実施体制の整備。 個体識別データに関する全国レベルの連携体制の整備。				
指標名	単位		H19 年度	H20 年度	H21 年度
①飼養動物に対するマイクロチップ措置登録頭数	頭数	目標値	430,000	770,000	1,800,000(H22)
		現況値	131,100	217,400	
②地方自治体におけるマイクロチップ等の個体識別措置を利用した飼い主発見体制の整備	自治体数	目標値	47	99(H20)	
		現況値	36	60	
目標値を設定した根拠等	①H22 年度までに、マイクロチップの登録数を 180 万頭(約 7.5%:シンガポール並み)に向上させる。 ②H20 年度までに、すべての都道府県、政令市、中核市(現在 99 自治体)において、個体識別措置を利用した飼い主発見体制を整備する。				
予算執行について	率化・弾力化措置	国庫債務負担行為	繰越明許費	目間流用の弾力化	目の大括り化
	記措置による効果	当該年度における上記措置はなし。			

③総合評価・分析(得られた成果等)

飼養動物に対するマイクロチップ措置登録頭数については、目標頭数には到達していないものの、改正動物愛護管理法の施行、普及啓発事業による浸透、ペットショップにおける販売時でのマイクロチップ装着の増加などから、平成 19 年度末の 131 千頭から平成 20 年度末の 217 千頭へと着実に増加している。マイクロチップの挿入については、国民的な合意が得られつつあるが、さらに国民的な合意を得ていくために、関係機関の協力等も得つつ、今後ともさらに普及等を推進していく必要がある。

地方自治体におけるマイクロチップ等の個体識別措置を利用した逸走動物等の飼い主発見体制の整備については、目標自治体数には到達していないものの、平成 18 年度末の国内における飼養動物 ID 登録先の統合、個体識別情報源情報システムの運用開始を踏まえて、平成 19 年度末の 36 自治体から、平成 20 年度末の 60 自治体へと着実に自治体の整備体制が整ってきている。さらなる体制整備を行っていく必要がある。

④今後の取組み

一般飼養者への普及啓発等をさらに進め、国民的合意の形成を進めていく。本事業は平成 20 年度で完了するものの、マイクロチップ普及の先進地域におけるモデル事業の実施等により具体的な効果、課題をとりまとめ、一般飼養者、動物取扱業者、獣医師等へのより一層の普及啓発を継続して実施する。

今後の事業の方向性		事業の拡充・注力
		取組を引き続き継続
		事業の縮小
	○	事業の完了・終期

⑤特記事項

--